

政令番号159 cis-1,2-ジクロロエチレン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道		3.2E+2		318.9				318.9
2	青森県		1.9E+1		19.4				19.4
3	岩手県		2.0E+2		195.2				195.2
4	宮城県		1.0E+2		101.7				101.7
5	秋田県		8.0E+1		80.4				80.4
6	山形県		1.3E+1		12.6				12.6
7	福島県		2.8E+2		284.8		2.4E+3	2,400.0	2,684.8
8	茨城県		1.7E+2		174.8				174.8
9	栃木県		1.0E+1		10.0				10.0
10	群馬県		3.2E+2		316.5				316.5
11	埼玉県		3.4E+2		335.5				335.5
12	千葉県	1.4E+2	1.4E+1		154.4				154.4
13	東京都		6.8E+1		68.3				68.3
14	神奈川県		4.9E+1		49.2				49.2
15	新潟県		1.2E+2		115.0				115.0
16	富山県		4.5E+0		4.5				4.5
17	石川県		5.5E+2		550.5				550.5
18	福井県		6.1E+0		6.1				6.1
19	山梨県								
20	長野県		5.6E+0		5.6				5.6
21	岐阜県		3.3E+2		330.4				330.4
22	静岡県		2.0E+2		201.6				201.6
23	愛知県		3.3E+2		333.8				333.8
24	三重県		2.1E+1		20.5				20.5
25	滋賀県		2.6E+1		25.7				25.7
26	京都府		2.0E+2		196.0				196.0
27	大阪府		1.0E+0		1.0				1.0
28	兵庫県		2.3E+2		233.4				233.4
29	奈良県		1.9E+0		1.9				1.9
30	和歌山県		6.9E+1		68.8				68.8
31	鳥取県		9.0E+0		9.0				9.0
32	島根県		1.2E+1		12.4				12.4
33	岡山県		4.2E+1		42.0				42.0
34	広島県		2.2E+0		2.2				2.2
35	山口県	5.5E+1	1.8E+0		56.8				56.8
36	徳島県		2.8E+1		27.7				27.7
37	香川県		6.0E-1		0.6				0.6
38	愛媛県		7.7E+1		76.7				76.7
39	高知県		9.9E+1		98.6		1.0E-1	0.1	98.7
40	福岡県		2.8E+1		27.9				27.9
41	佐賀県		1.7E+1		17.2				17.2
42	長崎県		2.1E+1		21.2				21.2
43	熊本県		1.7E+2		169.4				169.4
44	大分県		2.1E+2		213.0				213.0
45	宮崎県		2.7E+2		268.4		8.0E+4	80,000.0	80,268.4
46	鹿児島県		3.6E+1		35.7				35.7
47	沖縄県		3.9E+1		39.3				39.3
全 国		2.0E+2	5.1E+3		5,334.6		8.2E+4	82,400.1	87,734.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。